

空家等対策 特別措置法の解説

【編著】自由民主党空き家対策推進議員連盟

【執筆】宮路和明／西村明宏／山下貴司



大成出版社

第7条関係（協議会）

（協議会）

- 第7条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。
- 2 協議会は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。
- 3 前2項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

問41 第7条の趣旨は何か。

答

- 1 市町村は、法第7条に基づき、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための「協議会」を組織することができる。これは、空家等対策計画の作成、実施等にあたり、協議会を設けることで、地域のニーズをより丁寧にくみ取ることや、専門性、公平性を高めることが期待できるとともに、協議会に人材を糾合し、地域を挙げて空家等対策に取り組むことができるからである。
- 2 この協議会は、法第7条第1項に規定されているとおり、空家等対策計画の作成及び変更に関する協議に加え、「実施に関する協議」についても行うことができる。
- したがって、協議会が計画の実施についても一定の役割を担うことができ、例えば、市町村長が特定空家等に対する措置を講じようとする際に、①空家等が特定空家等に該当するか否かの判断、②空家等の調査及び特定空家等と認められるものに対する立入調査の方針、③特定空家等に対する措置の方針などに関する協議を行うための場として活用することも考えられる。

- 3 なお、「協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。」
(法第7条第3項)とされているが、市町村が空家等対策計画等において、協議会の運営に一般的に必要な事項についてあらかじめ定めておくことも考えられる。

- 4 また、協議会を設置するにあたっては、1市町村に1つの協議会を設置するほか、例えば1つの市町村が複数の協議会を設置したり、複数の市町村が共同して1つの協議会を設置したりすることも可能である。

問42 協議会の構成員としては、どのような者が想定されているか。

答

- 1 協議会の構成員としては、「市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者」（法第7条第2項）が定められている。
- 2 市町村長以外の構成員として、具体的には、弁護士、司法書士、宅地建物取引業者、不動産鑑定士、土地家屋調査士、建築士、社会福祉士の資格を有して地域の福祉に携わる者、郷土史研究家、大学教授・教員等、自治会役員、民生委員、警察職員、消防職員、道路管理者等公物管理者、まちづくりや地域おこしを行うNPO等の団体が考えられる。
- 3 これらに加え、都道府県や他市町村の建築部局の職員なども「その他の市町村長が必要と認める者」として、協議会の構成員となることが可能である。